

【イタリア】行政改革（いわゆる「マディア改革」）の展開

海外立法情報課 芦田 淳

* イタリアでは、行政改革に係る原則等を定め、政府にその実施を委任する法律が 2015 年に制定された。政府は、委任に基づき、2016 年 1 月から 2017 年 7 月にかけて、実施のための措置を行っている。ただし、当該法律に対しては、2016 年 11 月に一部違憲判決が下された。

1 改革の全体像

2015 年法律第 124 号「行政の再組織化に関する政府への委任」¹（以下「124 号法」）は、全 4 章 24 か条から成る。第 1 章はデジタル化の推進を含む行政の簡素化、第 2 章は国家行政組織の見直し、第 3 章は公務員制度の見直し、第 4 章は法令の簡素化について定めている。124 号法の委任に基づく実施措置である政府の立法命令²は、23 件ある（2018 年 1 月時点。代表的なものについては後述）。なお、124 号法と一連の立法命令は、担当大臣の M.マディア（Marianna Madia）の名前に因み、「マディア（行政）改革」と総称されることも多い。

2 改革の概要

(1) 行政の簡素化

従来、行政機関が規則の制定や行政措置を講じるに当たり、他の行政機関の同意等を得なければならない場合、行政機関の間で協議（conferenza）を行うことが義務付けられていた。これに対して、124 号法は、義務付けの見直し及び負担の軽減を定めた。同法の委任に基づく 2016 年立法命令第 127 号³は、複数の行政機関の代表者の会議による協議の方式に加え、同意書類等の電子的な送付による協議の方式を定めている。あわせて、124 号法は、従来は部分的に認められていた「沈黙の同意」を一般的な原則とした。この原則によれば、他の行政機関の同意等が必要とされる場合、当該行政機関は、30 日以内にその決定を伝えなければならず、当該期間が徒過した場合には、同意等を行ったものと見なされる。

また、124 号法は、市民が他の手段よりもまずオンラインで、行政情報・文書にアクセスできるようにするため、①オンライン行政サービスの最低水準の設定等、デジタル行政サービスに対する利用者のアクセス向上策、②デジタル化を管理する仕組みの合理化等、行政内部の決定手続の見直しを掲げた。これに基づき、行政における電子文書やネットワーク・サービスについて定めたデジタル行政法典を改正する 2016 年立法命令第 179 号⁴が制定されている。

* 本稿におけるインターネット情報は 2018 年 1 月 12 日現在である。

¹ L. 7 agosto 2015, n. 124, Deleghe al Governo in materia di riorganizzazione delle amministrazioni pubbliche. 以下、法令の条文は、イタリア共和国の現行法令ポータルサイト（Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>）を参照した。

² 立法命令とは、法律の定める一定の原則・指針の下に、政府が制定する法律と同等の効力を有する命令を指す。

³ D.Lgs. 30 giugno 2016, n. 127, Norme per il riordino della disciplina in materia di conferenza di servizi, in attuazione dell'articolo 2 della legge 7 agosto 2015, n. 124. 「2015 年 8 月 7 日法律第 124 号第 2 条の実施による機関協議に関する規律再編のための規定」

⁴ D.Lgs. 26 agosto 2016, n. 179, Modifiche ed integrazioni al Codice dell'amministrazione digitale, di cui al decreto legislativo 7 marzo 2005, n. 82, ai sensi dell'articolo 1 della legge 7 agosto 2015, n. 124, in materia di riorganizzazione delle amministrazioni pubbliche. 「行政の再組織化に関する 2015 年 8 月 7 日法律第 124 号第 1 条に基づく、2005 年 3 月 7 日立法命令に規定するデジタル行政法典の改正及び補完」

このほか、124号法は、汚職の防止を目的として、行政措置・情報の透明性に係る立法命令の制定を委任しており、2016年立法命令第97号⁵として実現した。あわせて、同法は、国会議員がその任務遂行のために行政文書にアクセスする権利を保障するとともに、誰もが行政データ・文書（機密のもの等を除く。）にアクセス可能とする「情報に係る自由」を定めている。

(2) 国家行政組織の見直し

124号法は、国家行政組織に関して、部局・人員の削減、補助的業務の一元的な管理、機能不全の見られる部局の再編・廃止という方針により見直しを行うとした。同法の委任に基づき、国家森林警備隊の軍警察への編入（2016年立法命令第177号⁶）等が行われている。

(3) 公務員制度の見直し

124号法は、幹部公務員制度に関する見直しを行っている。同法によれば、幹部公務員は、一部の例外を除き、国、州又は地方団体（コムーネ（基礎自治体）、県及び大都市）の幹部公務員の3つに大きく再編される。この幹部公務員の採用は、区分ごとに毎年実施され、修士号（laurea magistrale）以上の取得者を対象とした選考によるとした。関連する立法命令として、保健分野の幹部公務員について定めた2016年立法命令第171号⁷等が制定されている。

(4) 法令の簡素化

124号法は、①効率性の向上を目的とした公務員関連制度（例えば、採用試験や評価等）の見直し、②透明性の保障・競争性の保護を目的とした、行政が人員又は資本の面で参加する会社（公社）の規律、③競争性の原則等に基づいた地方公共サービス再編のために、それぞれ統一法（testo unico）の制定を委任している。統一法とは、一般に法典（codice）ほど体系化されていないが、特定の事項に係る従来の法令を相互に調整し、1件に統合したものである。具体的には、②に関する2016年立法命令第175号⁸等が制定されている。

3 憲法裁判所による評価

2016年11月、憲法裁判所は、124号法の一部に対して違憲判決を下した⁹。同裁判所は、公務員関連制度に関する立法命令の制定に当たり、同法が定めていた自治体の意見聴取のみでは不十分であり、国家・州会議¹⁰による同意が事前に必要である等の判断を示した。この結果、2017年に制定された該当分野の立法命令に関しては、当該同意が事前になされている。

⁵ D.Lgs. 25 maggio 2016, n. 97, Revisione e semplificazione delle disposizioni in materia di prevenzione della corruzione, pubblicità e trasparenza, correttivo della legge 6 novembre 2012, n. 190 e del decreto legislativo 14 marzo 2013, n. 33, ai sensi dell'articolo 7 della legge 7 agosto 2015, n. 124, in materia di riorganizzazione delle amministrazioni pubbliche. 「行政の再組織化に関する2015年8月7日法律第124号第7条に基づく、汚職防止、[行政による情報の]公開及び透明性に関する規定の見直し及び簡素化、2012年11月6日法律第190号及び2013年3月14日立法命令第33号の補正」

⁶ D.Lgs. 19 agosto 2016, n. 177, Disposizioni in materia di razionalizzazione delle funzioni di polizia e assorbimento del Corpo forestale dello Stato, ai sensi dell'articolo 8, comma 1, lettera a), della legge 7 agosto 2015, n. 124, in materia di riorganizzazione delle amministrazioni pubbliche. 「行政の再組織化に関する2015年8月7日法律第124号第8条第1項a号に基づく、警察権能の合理化及び国家森林警備隊の編入に関する規定」

⁷ D.Lgs. 4 agosto 2016, n. 171, Attuazione della delega di cui all'articolo 11, comma 1, lettera p), della legge 7 agosto 2015, n. 124, in materia di dirigenza sanitaria. 「保健分野の幹部公務員に関する2015年8月7日法律第124号第11条第1項p号に規定する委任の実施」

⁸ D.Lgs. 19 agosto 2016, n. 175, Testo unico in materia di società a partecipazione pubblica. 「行政の参加する会社に関する統一法」

⁹ Sent. Corte cost. 9 novembre 2016, n. 251. 判決文は、Corte Costituzionale website <<http://www.cortecostituzionale.it/action/Pronuncia.do>> を参照した。

¹⁰ 国家・州会議は、全州知事と首相を構成員とし、国の行政行為等に対して全構成員の同意を図るほか、州の利害に関わる政府の法律案、立法命令案及び規則案に対して意見を表明する等の権能を有する。